

問 合 せ 先	国家公務員倫理審査会事務局 首席参事官 遠山 義和 倫理企画官 高尾 憲司 電話 03-3581-5344 (直通)
------------------	---

## 「国家公務員倫理週間」について

－ ポスター・パンフレットに岡崎朋美選手を起用 －

平成19年11月6日  
国家公務員倫理審査会

国家公務員倫理審査会では、公務員倫理についての職員の意識を高めるために、12月1日から7日までの1週間を「国家公務員倫理週間」とし、次の事項を実施することとしている。

### ○ ポスター、パンフレット、垂れ幕等による広報・啓発活動

本年度の倫理週間のポスター及びパンフレットについては、イメージキャラクターとして、スピードスケートの岡崎朋美選手を起用することとし、キャラクターの写真及び公募作品の中から採用した本年度の標語「あなたです 信頼築くも 崩すのも」を用いて作成し、各府省等に配付する。(ポスターイメージ及びパンフレットについて、別添参照。)

(標語の募集結果) 応募総数 4,726点

最優秀作品(1点)

「あなたです 信頼築くも 崩すのも」

郵便事業株式会社新金沢支店第一集配課 曾谷 修 氏

優秀作品(2点)

「凜として 心にまとう使命感」

警察庁東北管区警察局宮城県情報通信部機動通信課 及川 清太 氏

「自覚しよう プロの意識と 倫理観」

海上保安庁第六管区海上保安本部設標船ぎんが 山岡 耕二 氏

### ○ 公務員倫理に関する講演会の実施

各府省及び特定独立行政法人の職員を対象とした講演会を実施する。

講師：弁護士 熊崎 勝彦 氏

テーマ：「不祥事はなぜ起きるか～機能するコンプライアンス」

○ **国家公務員の行為を対象とする「公務員倫理ホットライン」の設置**

公務員倫理ホットラインを設置する。倫理週間期間中、国家公務員倫理審査会事務局に専用回線（フリーダイヤル）を設置し、公務員倫理に反すると思われる国家公務員の行為に関する情報提供を受け付ける。

0120-783060（フリーダイヤル）

受付：12月1日～7日（土日を除く） 10:00～19:00

○ **倫理監督官による公務員倫理に関する講話の実施等を依頼**

各府省等における倫理保持の責務を有する倫理監督官（事務次官等）に対し、所属職員を対象とする公務員倫理に関する講話の実施、及び倫理監督官自身の公務員倫理に関する考えを示す内容のメールを全職員に対して直接送ることを依頼する。また、管区機関、府県単位機関の長等により、所属職員への注意喚起を図るよう依頼する。

○ **公務員倫理に関する意見の募集**

今後の倫理保持のための施策の参考とするため、12月31日までの間、国家公務員の倫理に関する意見を電子メールで受け付ける。

メールアドレス： rinrimail@jinji.go.jp

あなたです  
信頼築くも崩すのも



岡崎朋美

今年度の標語の作者は、郵便事業株式会社新金沢支店 曾谷 修 氏です。

国家公務員 倫理週間 12 / 1 sta ▶ 7 fri

公務員倫理  
ホットライン

☎ 0120-783060

受付 / 倫理週間期間中 (土日を除く)  
10:00 ~ 19:00

メールでも受け付けています。  
rinrimail@jinji.go.jp

業者からの金品の受領、接待など、国家公務員の倫理に反すると思われる行為に気づかれた方はご連絡ください。匿名は厳守します。

主唱: 国家公務員倫理審査会

<http://www.jinji.go.jp/rinri>

## 国民の方々からの意見

国家公務員倫理審査会では、今年、有識者との懇談会や中小企業へのアンケート調査を通じて、公務員倫理に関して様々な御意見をいただきました。以下にその一部を御紹介します。

近年は公務員の不祥事が数多く報道され、その度に「またか」と思っている。倫理規程で規制されないだめなのか、国民の税金を使って何をやっているんだと怒りを覚える。

不祥事を起こす者は一部であるというのは言い訳にならない。一部の者であるうと不祥事を起こす者がいれば、全体の問題として考えなければ、不祥事はなくなる。

国民の目からみると処分があまりにも軽すぎる。厳正な処分をすることが信頼の回復に繋がるということをもっと学ぶべき。

一番大事なものは、それぞれの仕事における使命感を持つことである。そうすれば、真金作りのように、長年組織の慣行としてやってきましたことであっても、やっばりおかしいという意識が出る。

組織の倫理感を向上させるためには、リーダーの在り方が重要である。組織の構成員に対し、トップがあらゆる機会を通じてメッセージを伝えることが重要である。



あなたです  
信頼築くも崩すのも



貝崎美穂

### 岡崎朋美さん

私は、後輩達に教訓しても現場が続けられる、という意識をつけるために、そして、最大の目標であるバンクーバーオリンピックに高まるために、仕事も練習も手後への自薦、入社を日課として社社に臨んでいます。



私が今まで現場を続けてこれたのは、まずはステータが可なりということもありますが、練習量と暮らさないうで工夫を凝らしてきたということも大きいと思います。例えば、私はアナログ的な人間なので、山登りやタイやヨガなど昔ながらのトレーニングが性に合っていますが、これらのトレーニングと最新の科学的トレーニングのそれぞれの良いところをミックスさせた方が取り組んでいきたい。

私には、厳戒を上でのプレッシャーがありますが、国家公務員の皆さんには、我々のこれを守るのは当然であるとか、国民の信頼と分かち合えなければいけない、といったプレッシャーがありません。

皆さんは、夢や希望を持って、自ら望んで国家公務員になられたと思いますので、そういったプレッシャーに負けず、仕事で人生がしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

## 公務員倫理ホットライン

☎ 0120-783060

受付 倫理週間期間中(土日を除く)  
10:00~19:00

業者から金品の受領、接待など、国家公務員の倫理に反すると思われる行為に気づかれた方はご連絡ください。匿名は厳守します。

(下記のメールアドレスでも受け付けています。)

## 国家公務員倫理審査会事務局

〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3  
TEL.03-3581-5344 FAX.03-3581-1802

ホームページ <http://www.jinji.go.jp/rinri>

公務員倫理に関するご意見をお待ちしています。  
あて先は [rinrimail@jinji.go.jp](mailto:rinrimail@jinji.go.jp)

## 生きる

今年の夏、映画館で黒澤明監督の「生きる」を見た。人間の真の生き甲斐を問いつめた名作であるが、痛烈な官僚主義批判が背景にある。市役所の市民課長渡邊治は、市民のための生きた仕事は一切せず、事なかれ主義の日々を過ごしていたが、胃癌で半年の命を知り、たらい回しにしてきた市民の要望を取り上げ、汚水溜まりを改善した小公園の建設に情熱を傾けて死ぬ。通夜の席で渡邊の生き様を知った部下の職員らは、一時は発奮するものの、すぐに事なかれ主義の日常に戻っていく。権宣官前の渡邊やその部下らに共通するのは、公務員を持つべき使命感の欠如である。ほとんどの公務員は、国民から負託された公務の使命を自覚し、日々の仕事に取り組んでいる。しかし、公務の組織の中で過ごすうち、いつのまにか、組織の狭い利害にとらわれたり、懸案を先送りし、あるいは保身に走ることがないとはいえないであろう。権宣告のような冷徹な事実は必要ないとしても、ときには公務に対する自分のありようを省みる機会があってもよいと思う。倫理週間が、公務員として「生きる」ことの意味を考える機会となっていたら幸いである。

国家公務員倫理審査会会長 吉本 徹也

## 信頼される 行政をめざして

内閣官房長官  
町村 信孝



国家公務員倫理法・倫理規程が施行されてから8年近くが経過しました。官民癒着等の批判を受け、公務に対する国民の信頼を確保するために、国民から疑惑や不信を招くような行為が規制されています。

それでは、この8年間で、公務員の不祥事は減少し、公務に対する国民の信頼は高まった、と言えるでしょうか。国民の公務、あるいは公務員に対する視線はますます厳しさを増しているのではないのでしょうか。

このような状況にあって、今、公務員一人ひとりに求められているのはその使命と責任を自覚し、自らの行動を律していくことであり、組織管理者に求められているのは部下職員が働きがいのある職場環境を実現し、国民の要望・批判にこたえ得る成果を上げることです。

公務員の皆さんには、この倫理週刊を機会に、今一度、自らの日々の行動を見つめ直していただき、国民から信頼され、頼りにされる公務員を目指して職務に精励されることを期待します。

### ● 倫理行動規準 ●

- 国民全体の奉仕者であることを自覚し、公正な職務執行に当たる。
- 職務や地位を私利私欲のために用いない。
- 国民の疑惑や不信を招くような行為をしない。
- 公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて取組む。
- 勤務時間外でも、公務の信用への影響を認識して行動する。

Q1 国家公務員倫理法は、大体読んでいる。

Q2 自分にとって、誰が利害関係者に当たるか分かっている。

Q3 外部の人と接触をする際、倫理規程の禁止行為を意図している。

Q4 倫理法・倫理規程セルフチェックシートを解いたことがある。

Q5 利害関係者と、割り勘であれば、一緒に飲食することができると、1万円を超えるときは、倫理監督官に届出が必要であることを知っている。

「はい」か「いいえ」で答えてください。

## 倫理法・倫理規程に対する意識度チェック

Q6 利害関係者からのイベントチケットを自分以外の第三者に対して贈らせることは禁止されていることを知っている。

Q7 本省課長補佐級以上は、事業者から5千円を超える品物を贈られたときは、贈与等報告をしなければならないことを知っている。

Q8 倫理に関することで、問題がないか判断がつかない場合は、倫理事務担当者に相談する。

Q9 倫理行動規準に照らして、適切に行動していると思う。

#### 診断

回答に「はい」がいくつあったかを、7～5:真偽等 4～0:虚偽等

以上のほごんどの結果が、ちょっとした努力や心掛けで達成することができず、指導の主体的な取組むをお願いします。

## STOP そういった行為は違反ですよ!

倫理法・倫理規程に違反して懲戒処分を受けた事例の一部です。自分の行動を再点検してみましょう。

贈与・役務提供	工事契約の相手方である事業者から、20万円相当のノートパソコン1台を受領するなどした。また、別の工事契約の相手方である事業者から通勤時の送迎を繰り返し受けた。	免職
旅行	施設保守契約の相手方である事業者と共に、自己負担で国内旅行を3回したほか、別の施設保守契約の相手方である事業者と共に、自己負担で国内旅行を1回、海外旅行を5回した。	減給1月(1/10)
せり別	立入検査の相手方である団体から、せり別として現金2万円を受領した。	戒告
役務提供	許認可の相手方である事業者に対して、職員の所属組織の業務を約10ヶ月にわたりに行わせた。	戒告
飲食	許認可の相手方である団体から、飲食の提供を2回(合計約3千数百円)受けた。	矯正措置